

内閣閣甲第一〇七號

昭和二十一年三月二十八日

書記官長

内閣書記官長



各省	次官	官
樞密院	書記官長	殿
會計院	検査院長	殿
行政裁判所	所長	殿
貴族院	書記官長	殿
法制局	局長	殿
逓信局	局長	殿
戦災復興院	総裁	殿
戦争調査會	事務局長	殿

(各通)

「行政運営ノ刷新ニ關スル件」ノ實施方ニ關スル件

標記ノ件本日大官會議ニ於テ別紙ノ如決定致候條條然ルベク御配宜相

成候通際ニ及ビ候

一五。

裏面白紙

「行政運営ノ刷新ニ關スル件」ノ實施方ニ關スル件

昭和二一、三、二八日
次官會議決定

(一) 各省ハ四月一日ヲ期シ相談所ヲ開設スルコトニ「行政運営ノ刷新ニ關スル件」(門參照)

相談所ハ大臣官房ニ屬ヒシメ責任者ハ一級又ハ二級ノ事務官ヲ以テ之ニ充テ若干ノ二級及三級ノ事務官、技官等ヲ配スルコト各省ノ部局、出先機關及下級官廳ニモ右ニ準ジテ速急ニ相談所ヲ開設スルコト

(二) 各省ハ四月一日迄ニ官廳内部ニ於ケル行政刷新進行ノ態勢ノ整備ニ關シ具體的措置ヲ講ズルコト(「行政運営ノ刷新ニ關スル件」(門參照))

備考

官吏制度ノ改革ヲ機トシ行政運営ノ刷新ニ關スル具體的措置ヲ店
議ニ諮ズルコト「行政運営ノ刷新ニ關スル件」ニ基キ各省ニ於テ
實施セントスル具體的措置及實施ノ結果等ハ其ノ都度之ヲ次官會議ニ報告スルコト